

あなた と 都税

6月号

2017
(平成 29 年)
第 570 号

今月の特集は

固定資産税 基本のキ!

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



6月は固定資産税・都市計画税の納期です(23区内)

第1期分を6月30日(金)までにお納めください

●ご利用になれる納付方法

- ①金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替(現在ご利用中の方は、6月30日(金)が振替日ですので、前日までに振替税額のご入金をお願いいたします。)
- ③コンビニエンスストア
- ④金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
- ⑤クレジットカード(インターネットを利用した専用サイト)

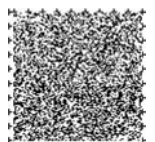
都税の納付方法

検索 🔍

都税の情報発信中!

Twitter アカウント
@tocho_syuzei

Facebook アカウント
東京都主税局



都立多摩図書館 平成 29 年 1 月に国分寺市に移転オープンしました。公立図書館では国内最大級の規模の雑誌を所蔵する「東京マガジンバンク」、子供の読書活動を推進する「児童・青少年資料サービス」の二つを柱にしています。

教えて!

タク
ちゃん

特集

固定資産税 基本のキ!

納税義務者や税額はどうやって決まるの?

23区内の平成29年度固定資産税・都市計画税の納税通知書が6月1日(木)に発送されます。
クイズに答えて固定資産税の仕組みについて学んでみましょう。

Q1

固定資産税はいつの時点の
所有者に課税されるのかな?

タクちゃん



いつの時点の土地・家屋の所有者に課税されるのかな? 下の3つから選んでね。

- ①1月1日 ②4月1日 ③6月1日

タクちゃん



固定資産税は1月1日時点での土地や家屋^{*1}の所有者^{*2}に課税される市町村税なんだ。多摩や島しょ地域にある固定資産については、市町村が課税するけど、23区内にある固定資産については、特例で東京都が都税として課税しているんだよ。

ということで、正解は・・・①1月1日 だよ。

- *1 土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても、課税の対象となります。
*2 所有者とは、固定資産課税台帳に登録されている方をいいます。

Q2

年度の途中で土地・家屋を
売却したときは?

ノンちゃん



4月1日に土地や家屋の売買を行った場合、誰が納税するのかしら? 下の3つから選んでね。

- ①売主が全額納税する ②買主が全額納税する
③売主と買主であん分して納税する

ノンちゃん

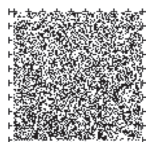


Q1がヒント!

この場合、1月1日の所有者は売主ね。

ということで、正解は・・・①売主が全額納税する よ。

売買契約等で固定資産税の負担割合を所有期間に応じて精算することがあるけど、あくまで当事者間の約束に留まるから注意してね。



Q3

固定資産税における「価格」って?

タクちゃん



固定資産税は「価格」をもとに計算されるよ。
この「価格」ってなんのことだろう?
下の3つから選んでね。

- ①実際の売買価格
②地価公示法に基づいて決められた公示価格
③固定資産評価基準に基づいて評価された額

タクちゃん



固定資産税の計算のもととなる価格は、売買代金ではなくて、固定資産評価基準に基づいて評価された価額なんだ。**固定資産税はその価格から算出した課税標準額に税率をかけたものなんだよ。**

ということで、正解は・・・③固定資産評価基準に基づいて評価された額 だよ。

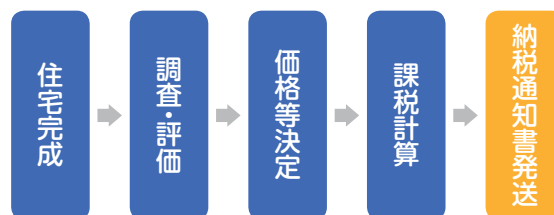
ちなみに固定資産税の納税者の方は、4月1日(今年度は4月3日)から6月30日まで都税事務所で価格を確認(縦覧)することができるよ。



今月のPoint!

～評価から課税までのフローチャート～

たとえば、新しく住宅が完成すると、このような流れで固定資産税額は決まるよ。



税額は、 $\text{課税標準額} \times \text{税率 } 1.4\% - \text{軽減額等}^*$ で求めるんだ。(※右ページ左上コラム参照。)



固定資産税・都市計画税の主な軽減制度(23区内)

<家屋>

○新築住宅の減額制度

対象	平成30年3月31日までに新築された住宅(一定の床面積要件を満たすもの)
軽減の割合	固定資産税額の2分の1
適用期間	原則3年(3階建て以上の耐火・準耐火建築物の場合は5年)

※新築された住宅が認定長期優良住宅である場合は、申請により適用期間が2年延長されます。

<土地>

○小規模住宅用地に対する軽減措置

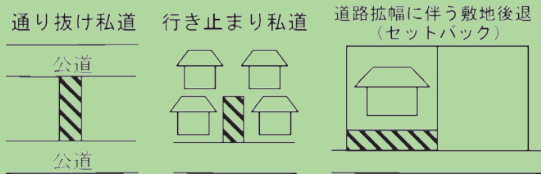
対象	住戸1戸につき200㎡までの土地
軽減の割合	都市計画税額の2分の1

○道路の非課税

道路として利用されている土地で、利用上の制約を設けず不特定多数の人に利用されており、一定の要件を満たす場合は、道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税になります。

原則として、年内に非課税の申告があった土地について、都税事務所が現地調査等を行い、要件を満たしていることを確認した場合に、その翌年の4月に始まる年度から非課税を適用します。

<イメージ図>



送付先や利用状況に変更はありますか？

納税通知書同封のハガキに必要事項を記入し、各都税事務所へご提出ください。



○納税通知書の送付先の変更

不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをしていない場合

記入欄: 「共通事項」と「A 送付先変更届」

※住民票の変更手続きだけでは送付先は変更されません。
※海外へ移転される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

○土地・家屋の利用状況の変更

土地・家屋の利用状況を変更した場合(登記する(した)場合は届出不要です。)

記入欄: 「共通事項」と「B 利用状況変更届」

※あらためて「住宅用地等申告書」等のご提出をお願いする場合があります。

ご存知ですか？

～耐震化のための減免について～

耐震化のための建替えまたは改修を行った住宅※で、一定の要件を満たすものに対して固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

※昭和57年1月1日以前より23区内に所在する家屋を建替え、改修した場合に限ります。

○建替え…新築後新たに課税される年度から3年度分、居住部分についての税額を全額減免します。対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

○改修…改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分までの税額を全額減免します。

いずれも、所定の期限内に申請が必要です。

お問合せの際は、納税通知書番号をお伝えいただくとスムーズです

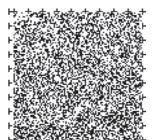
納税通知書(見本)

安心・便利な口座振替をご利用ください

平成29年8月10日(木)までにお申込みいただくと、9月の固定資産税第2期分からご利用いただけます。

図 主税局徴収部納税推進課

☎ 03-3252-0955 (平日9時～17時)



昭和 61 (1986) 年



このポスターでは、都民のみなさまからの様々な声が東京都の施策に生かされていることを、クッキーやおせんべいに表情をつけることで表しています。「やわらかい意見」や「からい意見」など、見た目や感覚でわかりやすいように表現されていますね。主税局では、お客様の声をサービス向上につなげていけるよう、各都税事務所に「ご意見箱」を設置するなど、広聴活動にも取り組んでいます。

この年には、サッカーのワールドカップメキシコ大会が開催され、マラドーナらの活躍により、アルゼンチンが当時の西ドイツを破って優勝しました。また、港区にアークヒルズが完成し、東京の大規模都市再開発のさきがけとなりました。

お知らせ

自動車税の納付はお済みですか？

自動車税の納期限は5月31日(水)です。まだ納付がお済みでない方は、お早めに納付をお願いします。

☎ 東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066 (平日 9時～17時)

6月は個人住民税「普通徴収」の第1期分の納期です

納期内納税にご協力をお願いいたします。

個人住民税 PRキャラクター
ぜいきりん



☎ 各区市町村の窓口

減免制度

中小企業者向け省エネ促進税制～法人事業税・個人事業税～

中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、特定の省エネ

ルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類の提出が必要です。

詳細は、主税局ホームページ「＜東京版＞環境減税について」をご覧ください。

☎ 所管都税事務所の各税目担当班

★ご案内

都税のパンフレットの配布

●ガイドブック都税2017
税制全般についてわかりやすく説明しています。

●不動産と税金2017

土地や建物など不動産に関する様々な税金について解説しています。

いずれも、6月下旬から各都税事務所、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階北側)などで無料配布します。また、主税局ホームページからご覧いただけます。ぜひご活用ください。

墨田都税事務所の移転

8月14日(月)から墨田都税事務所が新庁舎に移転します。

移転前(仮庁舎) 8月10日(木)まで
〒130-8608 墨田区両国4-29-4

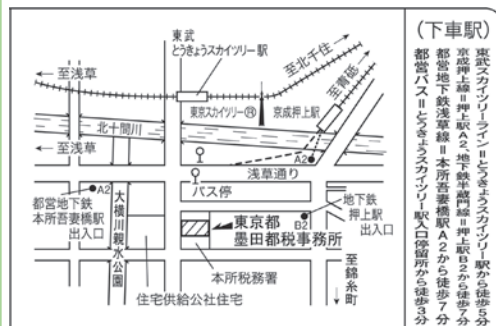
☎ 03-5669-0138

移転後(新庁舎)

〒130-8608 墨田区業平1-7-4

☎ 03-3625-5061

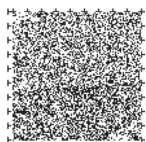
お問合せの際は、お間違えのないよう、ご注意ください。



●編集後記

今月の「懐かしのポスター展」はいかがでしたか？過去のポスターを見ると、現在では掲載が難しそうな際どい内容のものもあり、時代の変化を感じます。

ところで季節は梅雨ですが、最近カタツムリを見ません。どこへ行ってしまったのでしょうか？(I)



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。
「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン」(都庁総合HP <http://www.metro.tokyo.jp/> からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



全紙100%再生紙使用
石版印刷を含まないインキ
を使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(28) 62 平成29年6月1日発行